

令和 4 年 3 月 28 日
総務省政策統括官（統計制度担当）

統計法施行規則の改正の状況

- 個人情報保護に関する 3 本の法律が 1 本に統合されることに伴い、統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号。以下「規則」という。）の一部を改正
- 本件改正は、他の法令の改正に伴い当然に必要とされる変更であり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 45 条の 2 ただし書における「委員会が軽微な事項と認めるもの」に該当するため、統計委員会の意見を聴かなかつたもの

統計法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 14 号）

1 制度の概要

統計調査によって集められた調査票情報等の取扱いについては、国民の統計調査に対する信頼を損なわないようにすることが求められることから、規則は、調査票情報等を取り扱う者に係る欠格事由を定めている。

2 改正の概要

規則においては、従前、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）を引用し、これらの法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたことを、調査票情報等の取扱いに係る欠格事由の一つとして掲げていた。

今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 50 条の規定により、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の内容が、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、規則において必要となる形式的な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日（同年 3 月 15 日公布）